

★高知市技能功労者11名を表彰しました



表彰された皆様(50音順・敬称略)

氏名	職種
威能 正貴	調理技能者(日本料理)
梶 正典	塗装技能者(金属塗装作業)
滝口 正明	配管技能者
竹村 兆史	柔道整復技能者
戸梶 隆	土木技能者(圧入工)
西田 勉	造園技能者
西村 東洋雄	理容技能者
濱田 雅昭	消防設備技能者
深瀬 能清	電気工事技能者
前田 妙	美容技能者
溝渕 啓太	塗装技能者

長年技能一筋に精進を続け、様々な分野で社会の発展に貢献してこられた方々の功績をたたえる「高知市技能功労者表彰」の表彰式を、11月9日(木)に行いました。

この表彰は、技能職者の社会的・経済的地位と技術水準の向上を図る目的で、昭和48年から行っています。51回目となる今回の表彰では、11名の方々が表彰されました。

皆様おめでとうございます!!



★高知市男女共同参画推進企業を表彰しました



高知市では『高知市男女共同参画推進プラン2021』を策定し、「家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しよう」など5つの基本目標を掲げています。このたび、その内容に即した先進的な取り組みを積極的に推進し、その功績が顕著であると認められる6事業者を表彰しました。

令和5年度の表彰事業者(50音順)

(株) 片岡電気工事
北村商事(株)
(株) 高知電子計算センター
新進建設(株)
社会医療法人仁生会
南海化学(株) 土佐工場

【お問い合わせ先】
高知市人権同和・男女共同参画課(TEL 088-823-9913)。詳しくは、下記からHPをご覧ください。





大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

「パートナーシップ構築宣言」のススメ

「パートナーシップ構築宣言」とは、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の方との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

令和5年11月1日時点の登録企業は全国で「36,778社」で、高知県では180社が宣言しています。

宣言をすると、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上に公表され、「パートナーシップ構築宣言ロゴマーク」を使うことができます。さらに、国の一部の補助金は加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられます。

●宣言の内容

取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止について、以下のような内容を代表者の名前で宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
2. 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守
3. その他独自の取組

●詳しくは下記サイトをご覧ください。

「パートナーシップ構築宣言」
ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>



インボイス制度に関連して、取引先業者に対する 独占禁止法・下請法違反に注意

今年10月から、インボイス制度が始まりました。

行為者の地位が相手方に対して優越している場合や、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ない場合に、以下のような行為をすることは、独占禁止法・下請法上等问题となる場合がありますので、ご注意ください。

1. 取引対価の引下げ
2. 商品・役務の成果物の受領拒否等
3. 協賛金等の負担の要請等
4. 購入・利用強制
5. 取引の停止
6. 登録事業者となるように、相手が乗り気でないのに勧める 等



インボイス制度に関する独占禁止法・下請法等に関する内容のご相談は、公正取引委員会まで。

●詳しくは下記サイトをご覧ください。

公正取引委員会「インボイス制度関連コーナー」
<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

防ごう！望まない 受動喫煙

施設に出入り口付近に、灰皿や喫煙器具を設置していませんか？喫煙場所からの煙が、屋内や近隣に流れていませんか？

※喫煙が禁止されていない屋外であっても、喫煙の際は周囲の状況に配慮する必要があります。

令和2年4月から全面施行された改正健康増進法では、第二種施設（店舗・職場等）は原則屋内禁煙です。



高知市保健所健康増進課 TEL：803-8005

最低賃金改正のお知らせ

令和5年10月8日から高知県最低賃金は、

1時間 **897円** です。

- 最低賃金についてのお問い合わせ先
高知労働局 賃金室
(TEL 088-885-6024)
高知労働基準監督署
(TEL 088-885-6031)